

K 9 3 2 創外固定器加算			装置等を使用した場合に算定する。
【注の見直し】	注 区分番号K 0 4 6、K 0 5 6-2、K 0 5 8、K 0 7 3、K 0 7 6又はK 1 2 5に掲げる手術に当たって、創外固定器を使用した場合に算定する。	→	注 区分番号K 0 4 6、K 0 5 6-2、K 0 5 8、K 0 7 3、K 0 7 6、K 0 7 8、K 1 2 4-2又はK 1 2 5に掲げる手術に当たって、創外固定器を使用した場合に算定する。
K 9 3 4 副鼻腔手術用内視鏡加算			
【注の見直し】	注 区分番号K 3 5 0からK 3 5 2まで、K 3 5 2-3、K 3 6 2-2及びK 3 6 5に掲げる手術に当たって、内視鏡を使用した場合に算定する。	→	注 区分番号K 3 5 0、K 3 5 2、K 3 5 2-3、K 3 6 2-2及びK 3 6 5に掲げる手術に当たって、内視鏡を使用した場合に算定する。
K 9 3 4-2 副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算			
【注の見直し】	注 区分番号K 3 4 0-3からK 3 4 0-7及びK 3 4 9からK 3 6 5までに掲げる手術に当たって、副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器を使用した場合に算定する。	→	注 区分番号K 3 4 0-3からK 3 4 0-7まで及びK 3 5 0からK 3 6 5までに掲げる手術に当たって、副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器を使用した場合に算定する。
K 9 3 6 自動縫合器加算			
【注の見直し】	注 区分番号K 4 8 8-4、K 5 1 1、K 5 1 3、K 5 1 4、K 5 1 4-2、K 5 1 7、K 5 2 2-3、K 5 2 4-2、K 5 2 5、K 5 2 9、K 5 3 1からK 5 3 2-2まで、K 6 5 4-3	→	注 区分番号K 4 8 8-4、K 5 1 1、K 5 1 3、K 5 1 4、K 5 1 4-2、K 5 1 7、K 5 2 2-3、K 5 2 4-2、K 5 2 5、K 5 2 9、K 5 2 9-2、K 5 3 1からK 5 3 2-2まで